## アメリカ会社法の判例(2) 中 村 一 彦

#### 第2章 会社の権能(承前)

#### V 会社が他の会社の株式を引受け、その株式を保有する権能

制定法上の授権がない場合、会社は他の会社の認許された目的が、当該会社の目的とは全く無関係な他の会社の株式を引受けたり、購入したり、保有したりする黙示的権能(implied power)はないのである。かかる行為を認めると、株主に株主の予期しない危険を蒙らせることになる。裁判所の判決や、制定法によって、大部分の州の会社は今や自社の目的を促進するため他社の株式を引受けたり、あるいは購入する権能が与えられている。会社は遊休資金をもって他社の株式に投資することもできるし、あるいはまた他会社がその会社に負うている負債の決済のために、かかる株式を受けとることもできる。

- 〔10〕 子会社(subsidiary) の設立について責任をもち、子会社の株式を購入して子会社の支配権を獲得した会社の業務の一部を、子会社が行うことができる。
- (注) かような場合、親会社 (parent company) は他社の株式取得を明確な目的として組織された持株会社 (holding company) である場合と、そうでない場合とがある。しかし会社は競争の実質的減殺または独占が生ずることとなるときは、株式を取得してはならない (Clayton 法7条)。

#### STATE v. MISSOURI PAC RY CO.

1911, 237 Mo. 338, 141 S. W. 643.

〔事実〕 この訴訟は石炭会社二社と穀物倉庫会社一社から、それらの設立 認許状を取上げるための訴訟であり、また鉄道会社が前述三会社の株式資本を 取得したり、会社設立の目的以外の業務にたずさわっているという理由から、 被告である鉄道会社に対してその会社の経営を中止することを命令するための 訴訟である。 〔判旨〕 Valliant 首席判事……告訴状 (information) に述べられているように、幾つかの会社の設立およびそれら会社が設立された各々の目的は承認され、石炭会社および穀物倉庫の株式の過半数が鉄道会社の受託者によって保有されていることもまた承認されている。答弁書は恐らくこれらの会社の全株式が4株を除いて、鉄道会社の受託者によって所有されていること、およびこれら4株は個人が法律の要求通りの取締役として資格づけられ得るように、個人によって所有されているということもまた正当であるとするであろう、それらの承認に対して、我々は鉄道会社が石炭会社の株式を取得する目的は、列車運行の燃料に使用される石炭の供給を確保するためであり、穀物倉庫会社の株式を取得するのはその鉄道で運輸される穀物の取扱い、運搬の便を良くするためであるという見解を表明する。……

上述の諸事実の下において、この事件での唯一の法律問題は鉄道会社が鉄道 ・路線に隣接ないし近接しているところの石炭会社の株式の過半数を所有するこ とができるかどうかということであり、あるいはまた穀物の処理および運搬の 際に、それを援助する便官手段を提供するところの穀物倉庫会社の渦半数の株 式を所有することが果してできるかどうかということである。おそらく誰しも 鉄道会社がかかる審理に服従すべきであるということを疑わなかったであろう から、問題はその鉄道会社が過半数の株式所有が与える権能の濫用に対して、 権限開示訴訟手続 (a proceeding in guo wareanto) において説明をなすべき であるという判決がなされうるかどうかということではなく、権能の濫用もな く、さらに会社の事業が通常の経営方式で行われている場合、鉄道会社が株式 を取得するのが違法であるかどうかということである。鉄道会社がかかる条件 の下で株式を取得することは違法であるという論を支持するものとして、引き 合いに出される唯一の成文法 (written law) は憲法第12条第7節であり、そ れには次の如く規定されている。すなわち「会社はその会社の設立認許状ない しその会社がそのもとで設立され、あるいは今後設立される法律において、明 白に承認されている事業以外のものに 従事するこ とはできない |。その憲法に

おける条項は他の会社の株式所有を引き合いに出していない。禁止されている ことは、その会社の設立認許状で承認されていない事業を行なり事である。もし 鉄道会社が自社がかかる事業豕行のかくれ簑として、すなわち単に法律の文言 を潜る手段として、合法的に行なうことのできない、事業を経営している他の 会社の株式を取得して利用するならば、それは明らかに憲法条項の違反とな る。この場合の違反は株式の所有ということではなく、事業の運営ということ になる。鉄道会社がたとえ自社の使用する燃料確保という唯一の目的のために 必要であるとしても、合法的に炭鉱を取得し、経営することはできないという こと、あるいはその鉄道で輸送する穀物の取扱いのために、穀物倉庫を取得し 運営することができないということは、おそらく主張できないであろう。ゆえ に炭鉱事業や穀物運営は上に引用した憲法の条項が禁止しているような性格の 事業ではない。もし鉄道会社が自社の手段でその事業をなすことができるとす れば、鉄道会社が石炭会社や穀物倉庫会社の株式を取得して燃料用の石炭を確 保したり、穀物の取扱いの便宜を得ること、それが更に会社にとって便宜であ り、またそれによって大衆が害されることがないならば、何故そのことを確保 することができないであろうか?……従って我々は憲法第12条第7節は鉄道会 社が石炭会社および穀物倉庫会社の株式を取得することを禁止するものではな いと結論し、また単に鉄道会社はそれらの会社の過半数ないし、ほんの少数を 除いた全ての株式を所有しているという事実をもってして、それらの会社を解 散し、それらの会社の特権を剝奪するという判決を認めるものではないと判示 する。.....

#### 被告勝訴。

(注) a proceeding in quo warranto (権限開示訴訟手続)。 quo warrantoとはby what authority すなわちいかなる権限によるのかという意味の言葉。合状の書出しの文字をとってその合状ないし訴訟の名称としたのである。国王に対し何らかの特権(franchise)またはその他の権利の侵奪をなしたる者に対して、国王の大権に基き、いかなる権限に基きかような特権を行使しまたはその他の権利を主張するや、その権限の開示を命ずる大権合状を意味し、またこの権限開示合状に基く訴訟手続を意味した。しかし権限開示合状はその訴訟手続が長時間を要するところから、次第に使用されなくなって

これに代って information in the nature of a writ of quo warranto という,形式的には刑事訴訟手続であり,実質的には民事訴訟手続である訴訟手続が用いられるようになった。この手続はアメリカにおいても広く行なわれ,ただイギリスの国王に代って,州法務長官の告訴状たる点が異なる。要するに政府が官公職または特権を正当な権限に基くことなく,これを占有行使する個人または法人から回復するため,権限の開示を令ずる令状またはその性質を有する告訴状によって開始する訴訟手続である。

#### VI 自己株式取得の権能

会社は自己株式を取得すると、資本が減少し、債権者および株主に損害を与えることになるので、自己株式買受けの権能は多少制限されている。大部分の州では蓄積された利益ないし剰余金からだけ、自己株式を取得することが認められている。しかし会社が破産しない限り、金庫株(treasury stocks)を取得することを認めている州が2,3ある。会社はまた当然その会社が受領すべき既存債権に対する支払いとして、あるいは担保として、自己株式を取得することができる。また会社は無償で自己株式を取得することもできるしあるいはまた、贈与として自己株式を取得することもできる。優先株(preferred stock)を発行している会社は債権者に対して害がなく、または債権者の反対がなければかかる株式を償還する権能がある。また多くの州は剰余金で優先株を償還するよう、または州から資本金減少の認可をうけるように要求している。

金庫株――会社が取得した自己発行の株式――は自動的に消却されるのではない。それは株主に再び売却され移転するまでは、議決権も利益配当請求権もなく、会社の金庫に眠っている。会社の資本減少は当初資本を承認した州が認可することによってのみできるのであり、減少を有効にするためには州の会社法の手続きに従わねばならない。

[11] 大部分の州では蓄積された利益ないし剰余金からだけ、自己株式を 取得することが認められている。

#### In re FECHHEIMER FISHEL CO.

1914, 212 Fed, 357.

〔事実〕 この事件は New York州で設立された会社, Fechheimer Fishel Company の破産に関して裁判所に提出された訴訟である。Bernard Rothenberg はその会社の「社債」(bond 実際には優先株) の保有者であった。彼は会社に対し「社債」を売って、2年以内に支払う会社の手形を受取った。Rothenberg は死亡し、会社は破産の宣告を受けた。Rothenberg の財産権に関す

る遺言執行者(executor)は破産会社に要求し、破産管財人は一般債権者の請求額が全額支払わるまでは、Rothenbergの財産遺言執行者の請求にもとづく分配金の支払いを延期した。破産管財人側のこの行為を確認した命令が出てから Rothenberg の財産遺言執行者は上訴した。

〔判旨〕 Rogers巡回判事……Rothenberg が 1909年11月1日に,会社に引き渡した5万ドルの社債は実際には会社の優先株であり,従ってその取引は会社の自己株式の取得であり,更新後会社が破産した時に満期になった会社自体の手形の発行による支払いであった。かくて,会社が株式を取得する権利があるかどうか,およびもしあるとすればそれは如何なる条件においてであるかということについて調べたいと思う。

裁判所は会社の自己株式を取得する権利に関し、全く意見の一致を見ていない。

会社は明確な権利附与なくしては自己株式を取得することはできないという 見解は、次に示す理由に基いている。 すなわち

- (1) 会社は立法府の裁可なくして資本の増減をなすことはできない。
- (2) かかる取引は債権者に対する詐欺となる。
- (3) それは会社の創設した目的とは無関係である。

イギリスにおいては、長期的にわたって破られた事のない判決方針として、 会社はかかることが明白に承認されていなければ、自己株式を取得することは できないと、裁判所は判示している。その問題に関するイギリスの主要判例は Trevor v. Whitworth, L. R. 12 App. Cas. 409の1887年の貴族院(House of Lords)の判決である。

合衆国ではいくつかの州の裁判所はイギリスの原則に従っている。しかし通 説は明らかに会社の自己株式取得権を、その買入れが誠実になされ、債権者の 権利を侵害しないという条件で支持している(cook会社法第1巻、7版311頁)。

これらの著者達は自己株式を買い取るための会社の権利を承認するに際し、 取得権を厳密な範囲に限定する必要を指摘しているから、我々はこれらの著者 達の意思に従った訳である。実際、その権利の承認に色々の危険が伴うので、 多くの州の立法者は、その権利を全く禁止するようになった。また、連邦議会 (Congress) は国立銀行に関する法律の制定にあたり、かかる銀行に自己株式 取得権を全面的に否認した。

自己株式を取得して法廷で問題にされている当該会社は、New York 州の 法律の下で設立され、New York で事業を行っており、New Yorkで株式の 取得を行なった。そして New York 州の法律では会社は自己株式を取得する 権利を有している。……しかし、その取得は剰余利益からなされねばならず資 本からなすことはできない。……

多くの事件で、裁判所は会社はその当時破産しているならば自己株式の取得 はできないと判決した。……

Rothenberg の株式を買うために契約がなされた当時、会社が破産していたという証拠はこの事件ではない。しかし我々は会社がその当時支払能力があるからという理由だけで、会社が自己株式を買入れる権利を有していると理解すべきではない。何故ならNew York 州の刑法は「剰余利益」(surplus profits)以外のものを自己株式取得に適用すれば犯罪になるとしており、現に適用されるような利益はないのである。……

裁判所はまた必要な時には既存債権の担保として、会社が自己株式を取得するための権利を認めている(cook;会社法,7版892項)。

しかし、この事件において株式取得がなされた時に、Rothenberg が会社に対し負債があったという証拠はない。あるいはRothenberg はその時またはその他の時でも破産していたという証拠はない。あるいはまた株式が既存債権の回収のために取得されたという証拠はない。反対にこの法廷に提出中の事件では、会社は完全に株式を買取って、その支払いとして当該会社の手形を与えたのである。

この事件でなされた請求の根拠となっている1912年11月1日支払いの5万ドルの手形は1909年11月1日破産によって与えられた同額の手形の更新である。

元の手形に内在したいかなる欠陥も全てそれは更新された手形に附帯していた (Hamor v. Taylor-Rice Engineering Co. (C. C.) 84 Fed. 392, 398 (1897).) 手形は会社によって自己株式と引換に与えられたので、会社資産から支払いをさせる権利は剰余利益があるかないかによるのである。

もし株主が株式に対する支払いを受ける時に、その支払いが債権者を害するならば支払いは強制され得ない。株主が、株式を発行した会社にその株式を売却する場合、彼は彼の危険において売るのであり、会社の債権者の支払いのために信託した会社の基金を侵害せずにその取引を完了させる危険を負う訳である。会社の債権者の権利は取引が締結された時に、その株式の売手とそれを受けとった会社の役員は善意誠実に(in good faith)行動し、会社は支払能力があると思ったという事実によって、くつがえされるものではない。

会社の株式はその会社の唯一の信用の基礎であり、株式が厳重に守られ保護 されるということは最も重要なことである。裁判所はこの基金を債権者の手か ら隠蔽するようないかなる計画も、これを発見し無効とすることが彼らの職務 と考えている。(Buck, Trustee, v. Ross, 68 Conn. 29, 31, 35, Atl. 763, 57 Am. St. Rep. 60 (1896).) 会社の自己株式取得が違法となるのは、債権者が 優先権ないし先取特権を有している資産を、会社が減少させるということに基 く訳だから、取得契約がなされた時、会社は破産していなかったとしても、も し会社がその後破産するか、その取引によって破産させられるか、また支払い がなされんとする時に、そのような条件にあるならば売手は債権者を不利に陥 れることになるから、会社の自己株式取得に剰余利益以外のものを直接、間接 に用いることは犯罪になると制定法が規定している州では、かかる目的のため に資産を取得することは認められないと我々は考える。もし株主が支払期日を 延期すれば、彼はその間に会社が破産する危険を冒すことになり、またそうす る際、債権者が株主のいかなる要請よりも優先する先取特権をもつ資産を株主 が債権者から奪うならば、彼は支払を強制することができないということを知 っていると判示されるに違いない。

法廷における当該事件では、会社が株式を買取り Rothenberg に手形を交付した時、実際には彼に対し剰余利益から、また債権者に害を与えないで支払ができることを条件として、5万ドルを支払う約束をしたのである。確かに手形の文面にはそのように書いてないが、それは法律が設けた条件であり、Rothenberg と会社の双方を拘束する条件であった。手形が交付された時、会社は剰余金を有していたことは、もし手形の支払期日到来時に、会社が破産していたとしても、当該事件にとって決定的なものとはならない。

下級裁判所の命令は確定した。

#### 第3章 権能外の行為

#### T 概 説

州によって与えられた権限(authority)を越える会社の行為,すなわち権能外の行為は ultra Vires または beyond its powers とよばれる。そして目的の範囲内の行為は Intra Vires または within its powers とよばれる。

権能外の行為を無効とする理由は①それが違法(illegal)であるという点から②それが公益(public policy)に反するという点から③会社は法によって作られた擬制的存在であるから制限された権能を有するにすぎないという点から④会社と取引する者は会社の定款の内容を知っているものと看做されるという点,すなわち擬制悪意の理論から⑥会社債権者は会社財産が権能外である行為に用いられる危険はないという予想に基いて債権者になったのであるから,債権者の保護を考慮せねばならぬという点から⑥株主保護をはからねばならぬという点から,色々となされる。

従って、会社の権能の範囲外の契約については、会社は責任が課せられない。しかし、 このことは不法行為や刑事上の責任のような不正行為についても、かかる行為はその会社 の権限の範囲外のものだからという理由で責任がないというのではない。自然人と同様に 会社は不正をなす権能もあり、だから責任もあるのである。会社の責任に関する上述の原 則には、ある例外があるのであり、それは行為の性質および複雑な契約が一部履行されて いるか、あるいは未履行であるかによって異なるのである。

[12] 会社はその設立認許状で明文をもって承認されたこと、あるいはそれに附随したことのみをなす能力(capacity)があるのだから、会社の権能の範囲外の契約については、会社は責任が課せられない。

#### BRINSON et al. v. MILL SUPPLY CO., INC.

1941, 219 N. C. 499, 14 S. E. (2d) 505.

[事実] Mill Supply Company の一株主であるW. T. Brinson が、支払不能 (insolvency) を主張するその会社を相手どって、管財人を任命するようにという訴訟を提起した。管財人(receiver)が一名任命された。そこで Brison は管財人に対して、その会社の社長によって発行された Harriet L. Hyman 受取りの手形の不足残額を支払う旨の請求をなした。その手形は当該会社によって保証されていた。管財人はその請求権を否認し、更に下級裁判所も保証契約は能力外であるという理由によって、管財人の訴訟を確認した。

〔判旨〕 Barnhill 判事……保証契約の承認、実施における被告たる会社の役員の行為が管財人の論じているように権能外であったろうか?下級裁判所はそのように判決した。この結論には我々も同意する。

会社の役員のなした契約がその会社を拘束するためには、①それが会社の事業に附随的なものであったか、②またはそれが明文をもって授権されていたか。③そしてそれが正当に履行されていたという事が明らかでなければならない。

その保証契約は会社が設立のために金銭の借入れや調達を行う取引には属しなかった。それは明らかに且つ完全に、社会個人としての援助であり、融通である。会社はこの取引によって何らの利益も受けていない。

従って会社が保証することは、これらの、あるいは設立認許状によって授権 されたその他の目的の「達成に直接必要であり、適当であり、便宜であり、あ るいは正当である」ものではなかったということは明らかである。

この保証契約は明文をもって附与された権能に附随するものであったり、あるいはその権能を助長するものであったろうか?もしそうでないとすれば、それは権能外であり、履行を強制できないものである。

会社はある特定の目的達成のために州によって設立された人為的存在であるから、ある特定の権能や社会の明示的権能(express powers)及びその設立の

目的から推断.暗示されるような公平かつ合理的な他の権能を附与されている。 その分野以外で起る行為は是認されない。——権能外である。

「会社――単なる法律の創造物――は明示的に、あるいはその存在そのものに附随するものとして、設立認許状がその会社に授与した財産権のみを所有する」(Dartmouth 大学事件における Marshall 主席判事、4 Wheat. 518. 636、4 L. Ed. 629.)「附随的権能(incidental power)は会社が明確に承認された目的の遂行を可能にするためにのみ存在するのであり――すなわちその権能は会社の存立目的達成に必要である――それは明示的権能の拡大とか、その設立認許状で明白に授権している以外の他の目的に、会社の労力や資本を用いることの保証や、その会社の特定目的には直接的ではなくて、ほんの間接的にのみ関係している附帯的事業を行う事には、全く利用できないものである……」。

通常第三者のために流通証券 (negotiable instruments) の支払を裏書したり、保証したりする権能は、私的事業会社 (private business corporation) に与えられた黙示的権能 (implied powers) には含まれないのである。いかなる型の契約、裏書 (endorsement) にしろ、会社には保証人になるとか、他の人や会社にその会社の信用を貸す権能はなというのが一般的原則である……。

会社はそれが自社の事業を活潑にするという理由で、第三者と締結された会社の顧客の契約の便宜のために、保証するという黙示的権能はないのである。そのように会社の信用を利用することは、明らかに通常の事業会社の権能を越えたものである。……会社はまた会社の信用を株主や役員のために利用する権限もない。……

この保証契約は一個人のためになされたものである。被告である会社についての考慮は何もなされなかったのである。第三者の便宜のために契約を締結するということは、設立認許状によって明示的にも黙示的にも認められていなかったのである。この請求に対する支払を認めれば、適法なる債権者に対する支払いのための信託基金として、管財人の手元にある被告会社の資産を侵害する結果を招来することは明らかである。権能外であるとの被告の答弁(plea)は

支持されねばならない。

下級裁判所の判決は確定した。

#### Ⅱ 権能外契約の効果

権能外契約から発生する権利に関しては、各裁判所は若干相対立している。しかし、一般的には次のような原則が適用されている。

- ① 会社は州によって明文をもって授権された権限だけを有している以上、かかる権限を施脱してなされたいかなる契約も、それは権能外であり、本質的には違法になる。
- ② 契約が当事者の双方において、全然未履行の場合は、その契約のいずれの当事者に よっても、それを強制することはできない。
  - ③ 契約が二当事者によって完全に履行されたときは、その契約は有効であり、裁判所 が干渉することはない。
  - ② 契約が当事者の一方においてのみ不履行であり、そして他の一方の当事者においては完全に履行されたときは、裁判所の見解は異なっている。 ①多数の裁判所(New York, Pennsylvania Wisconsin, New Jersey)は、契約が当事者の一方によって完全に履行されてしまったならば、他方の当事者がそのような契約の履行を保留し、履行を拒否することは不公正で正当でなくなるので、権能外契約を強制させることにしている。 ②連邦裁判所及び極く少数の裁判所(Alabama,Massachusetts,Tennessee)は、このような場合でも、契約を強制せしめることを拒否している。しかし彼らはその契約の他方の当事者が受取った分に相当する対価を支払うか、受けとった物を返還することを強制している。これら二つの見解で、根本的に異なる唯一の点は、多数裁判所はその契約を履行させるのに対し、少数の裁判所は利得が返還されるのでなければ、その受領した利得に相当する対価を回復することを許していることである。

制定法は会社の設立手続を規定して、大衆にその会社の目的及び権能の限界を知らせるために、設立認許状の提出を要求している。会社と取引する者は会社の権能の範囲については、自分でそれを知らればならないのであり、自分は会社がそのような権能を逸脱して契約を締結したことは知らなかったという抗弁を主張できないのである。しかし人が会社と契約を締結したが、それは会社の権能を越えており、またかかる人々が会社の限界について知る事ができない事情にあった場合は、会社に責任があるとされるのである、換言すれば、たとえある契約が会社の事業の範囲内にあるような本質的事項を含むのであってもその契約において本質的事項が不適当に利用されている場合には、契約は会社の権能外にあるものであり、相手方がその意図された利用を知っていない場合に限り、その契約は強制されるわけである。会社はその事業において必要とされるような不動産を買うことができるが、他の目的で不動産を買う権限は有しない。投機の目的で不動産を購入する契約は権能外であるが、かかる契約はそれが不適当に使用される事を売手が知っていなければ拘

東力を有する。会社はその必要以上に不動産を所有する権利を取得する権能があり、一た ん取得してしまえば、会社のその所有権は問題にされなくなる。会社は不動産売買権を有 していないけれども、禁止命令がでるまではそうする権能を有している。

権能外法理にもとづく判例の弊害と不安定を除去するための制定法があらわれてきている。擬制悪意と能力制限の法理を排除して、会社の一般的能力の理論をとった最初の立法は、1915年 Vermont 州洪で、1916年の Ontario州法、1928年の統一事業会社法 (uniform Business Corporation Act) がこれに続いている。そして統一事業会社法は数州において採用され、また他の州法にも若干の影響を与えたが、California 州の制定法は権能外の行為につき明瞭な徹底した規定を設けている。

[13] 全然未履行の権能外契約は、その契約のいずれの当事者によってもそれを強制しまない。

# EDWARD HINES WESTERN PINE CO. v. FIRST NATIONAL BANK OF CHICAGO et al.

1932, 61 F. (2d) 503.

〔事実〕 Herrick Lumber Co はその会社の社長が保証した別の会社の手形を買取ることに同意した。その同意した目的は、未決済のままの会社資産の売却を、その手形の保有者が妨害することを排除するためであった。Herrick Lumber Co. は破産し、受託者は権能外という理由で、手形の保有者の要求を拒否した。

[判旨] Wham 地方判事……権能外に関するこの厳格な法理は権能外契約は全く無効であり、追認できないものであり、その契約のいずれの側がそれを履行しても、何ら効力の発生しないものであるという事である。……この厳格な原則の修正が実際には認められている。すなわち権能外契約によって利益をえた会社はその利益を保有し、また同時にその契約における義務の履行を避けようとして、その抗弁を権能外に頼ろうとすることは、認められないと言うことである。……しかし、権能外契約がそのいずれの側によっても履行されなかった場合、法律はどちらの側もそれを強制することはできないのであり、またその権能外の性質からして、意図された履行強制に対する抗弁とすることが

できないということになっている。……この事件の証拠から見て「買取りの覚え書」(Memorandam of Purchase)に書いてある合意は、実際には履行されないままになっている。双方とも現実の果実や取引による利益を受けとっていない。上訴人(Appellant)は取引前に取得した全てのものを持っており、すなわち破産者が買取り価額を実際に支払うための担保として、当該手形と保証を保持しているのである。権能外合意は未履行のままで残されているので、権能外という抗弁は論争されている上訴人の請求に対して当然に主張されうるであろう。……

破産者はその権能外契約がなされた当時は支払能力がなかった。もし合意が履行されたならば、その合意は破産者の資産を減らし、その債権者を害する結果を招くことになったであろう。その取引はその当時の破産者の債権者を故意に欺こうとするものであった。破産の場合の受託者が上訴人の請求に対し、その契約が権能外の性格を有することをもって対抗する権利は、疑問の余地がない。……

この見解で明らかにされた理由により下級裁判所の判決(decree衡平法裁判所の判決)は確定されねばならない。

〔14〕 人々が会社と契約を締結したが、それは会社の権能を越えており、 またかかる人々が会社の限界について知る事ができない事情にあった場合 は、会社に責任があるとされる。

#### J. P. MORGAN & CO. v. HALL & LYON CO.

1912, 34 R. I. 273, 83 Atl. 113.

[事実] 審理中のこの訴訟は J. P. Morgan & Co. が Emily Alpers に対して発行した信用状 (letter of credit) に記載された保証, すなわち被告会社, その会社の会計主任のGeorge C. Lyon によって署名された保証の不履行のために蒙った損害賠償額 (damages) を被告会社から回復するために, J. P. Morgan & Co. が提起したものである。

「判旨」 Vincent 判事……当該事件は陪審 (jury) なしに上位裁判所 (superior court) で審理され、被告に有利な判決が下されたが、原告は次の一つの 理由によって、抗議趣意書 (bill of exceptions) を提出した。すなわち①前記 の判決は法律に反するということ、②前記の判決は証拠およびその重要さに反 するということである。被告は次のように主張している。すなわちHall & Lyon Company は貿易会社 (trading corporation) であり、その会計主任が保証の 署名をした行為は権限のないものであり、従ってそれは単に信用状の発行を受 けた第三者の融通のための行為に過ぎないものである。故にそれは被告会社に 関しては権能外であり、また原告はその性質を知っていながら、かかる保証を 受けたのであると。原告はこれらの陳述を全部否定し、次のように要求してい る。すなわち、①その保証書は被告会社を拘束する全く明確な権限の下に、被 告会社の会計主任が発行したものである。すなわち彼の行為は権能外ではなく かかる保証書が、第三者の融通のためのものであるという証拠は何ら存在した い。②原告は実際的にも、あるいは推定的にも認識することなしに、善意誠実 にその保証を受けたのであり、その効力(validity)とか、目的について疑問を 呈するようなものは、この取引にあっては何もなかったのである。③被告はそ の保証が善意誠実に(in good faith) 引受済であったことを知っていた。そし てそれが承認されるであろうと信じられており、 すた信用状記載の支払いが被 告によってなされるであろうと信じられる結果、被告はかかる支払をなす義務 を負うことになるのである。Emily Alpers が被告会社とどのような関係にあ ったかを示すような証拠は何もない。

確かに会社は通常第三者のための保証契約に拘束されないが、そのような保証は会社の設立目的の達成に関する場合とか、その特定の取引がその会社の事業の運営にとって相当に必要であり、適当である場合には、許されるのが一般原則である(学説の引用)。

またいかなる事情の下でも設立の目的を遂行するためにその保証行為が相当に必要である場合には、何時でも会社と取引する当事者はそれとは反対の認識

はなくとも、その保証行為が会社を拘束するものと考える権利があるとなす有力な学説がある(Green's Bryce's ultra Vires, P. 37 et seq., 40a)。被告会社はある事情たとえばもしその会社が誰かを海外に派遣して商品を購入するような場合、信用状に保証するであろう。そして原告は予め被告と取引があるために、また不知のためにその保証が被告の適法な事業を助長したと考える権利を有するであろう。

原告勝訴。

#### Ⅲ 不法行為に対する責任

会社は法人(artificial person)であり、非個人的なものだから、個人のように不法行為(tort)をなすことはできない。しかし、本人と代理人に適用される法律の下では、会社事業の遂行中にその代理人のなした不法行為については、会社は責任がある。会社はその設立を認める制定法や設立認許状に定めた以外の行為をなす能力(capacity)はある。従って、会社はその権利侵害が権能外の行為から生するものであっても、その権限内で行動している代理人によって誤ってなされたすべてに責任がある。しかし、たとえ会社がその権能外の行為を認めたとしても、会社は権能外の行為においてその従業員のなした不法行為についての責任はないと、少数の裁判所は判示している。しかし多数の判例はこれと異なっている。会社はその役員や代理人がその権限の範囲内でなした詐害について責任を負う。会社はまたその行為が外見上代理人の一般的権限内にあるならば責任がある。会社はその会社事業の遂行中に代理人のなした行為に対し責任があるはかりでなく、代理人が会社の義務の遂行を怠って引き起した損害に対しても同様に責任がある。会社は会社財産を安全な状態にしておかなかった代理人の過失(negligence)に対して責任がある。

[15] 会社はその権利侵害が権能外の行為から生ずるものであっても、その権限内で行動している代理人によって誤ってなされたすべてに対し責任がある。

### CHAMBERLAIN v. SOUTHERN CALIFORNIA EDISON COMPANY

1914, 167 Cal. 500, 140 Pac. 25.

〔事実〕 被告会社の一従業員であるLは一台の自動車を所有していたが、 その自動車は修繕を必要とするものであった。被告会社の general storekeeper はその会社のトラック運転手の一人に、Lの家からLの自動車を被告会社の修繕部へ運んでくるように命じたところ、運転手は命ぜられた通り運搬中過失によって原告を負傷させた。Lの自動車が修繕されると、Lは被告会社の請求に応じて支払をなした。運転手は店主や社長や支配人の指揮下におかれていた。会社は運転手は彼の権限の範囲を逸脱していたということ、およびその行為は権能外であるという論拠に基いて抗弁した。

Melvin 判事……損害を煮起するような修繕の権限は与えられて [制] いないという論拠に基いて、被告会社はその命令の下で行為している従業員の 不装行為(torts) について責任をのがれることはできない。法人(artificial person) は自然人の享受しない免責 (immunity) を与えられることは他の点で はありうる。会社はその役員とか従業員を通じて行為するのである。原告がト ラックの運転手は彼を就業中に指揮する権限をもった会社役員の命令のもとに 行為している被告会社の従業員であるという事を立証した場合、一応有利な判 例が原告のために確立されるのである。この条件は総支配人補佐が Lighthipe の自動車を修繕する仕事を命令しなかったという事実によって変ることはな い。事実は明白な権限を有する者がその命令を出したのであり、その権限が存 在しなかったということを示すものは何もなかったわけである。実際修繕費の 徴収を含めて、 会社とその従業員との間で合意 (agreement) があり、その合 意に基いて従業員の自動車が会社の店へ運ばれ、そこで修繕が為されたのであ る。かかる契約が会社に附与された権能を越えたものであるかどうかは重要で はない。いずれの見解に立っても,会社はその従業員のなした不法行為につ いて責任がある。今洗廷で審理中のような契約上でなく、不法行為についての 訴訟の場合、権能外という答弁は、役に立たないというのが原則である。この 事件のような不法行為トの(ex delicto)訴訟においては、 負傷した時その負 傷を惹起した側がどんな種類の契約を遂行していたかということで区別はしな

「上級者責任 (respondeat superior) の原則の下では会社は特定の行為の遂

行を授権することも、またそれが為された後追認することもなかったとは言え 会社の従業員とか代理人がその業務の範囲内で行為している間になした不法行 為については民事上の責任がある」。

原告勝訴。

#### IV 犯罪 (crime) に対する責任

会社は犯意とか個人的暴力をもった犯罪を犯すことはできないのである。しかし会社はその会社に作為または不作為の義務を課している法律に違反した場合,刑法上の責任を問われる。たとえば会社の為すべきことを特規している――たとえば従業員に対する保護や報告書を作成すべきこと――制定法に服しない場合,またその州の警察権の下における取締法に違反する場合、罰金を課せられるのである。

会社は適法に為すことのできる行為を間違って遂行すると起訴される。たとえば会社は完全に合法的な事業を不法妨害 (nuisance) の罰となるような方法で行なっている場合, 起訴されるのである。会社は個人的暴力を伴う犯罰行為に対して責任を問われることはないが, ある行為を禁止している判定法に服しない場合は, 刑法上の責任を問われる。会社は取引抑制の不法謀議や破産法 (Bankruptcy Act) の下で故意にまた詐害的に財産を隠ぺいする事や, 連邦制定法に違反して荷送人にリベートを与えることに対して, 刑法上の責任が課せられる。会社はまたその代理人の行為や, 怠慢によって差止命令 (injanction) に違反した場合, 法廷悔辱 (contempt of court) と判示されるのである。裁判所は罰金 (fine) を課すことによって, 自然人に対するのと同様にかかる会社を処罰することができる。

〔16〕 会社は連邦制定法に違反して荷送人にリベートを与えると、刑法上 の責任を課せられる。

#### NEW YORK CENTRAL & H. R. R. CO. v. U. S.

1909, 212 U. S. 481, 29 Sup. Ct. 304.

[事実] 被告会社および受渡し係長補佐(assistant traffic manager)は,連邦制定法の下でAmerican Sugar Refining Company』その他へリベートを支払ったために有罪の判決をうけた。その会社は会社が犯罪を犯すことは不可能であるということ,およびそれに準拠して会社が告発された前述の法律は憲法違反であると主張した。

〔判旨〕 Day 判事……会社が犯すことの不可能な幾つかの犯罪が存在するのは事実である。しかし制定法で禁止されている事柄を故意に行なうと犯罪になる多くの種類の犯罪があるのであって、連邦制定法においてリベートの支払はその一つである。その種類の犯罪では会社は与えられた権限内で活動するその代理人の認識及び意思に関して責任を負わないと主張できるような確固とした理由はない(2 Morawetz Priv. Corp. 733, Green's Bryce's Ultra Vires 366.)。もし、そうであったら多くの犯罪が罰せられないままになり、現事件におけるように制定法が法人、個人を問わず全ての人間に対し、一定の業務を禁止し、公益のために禁止することを要求しているような法律に違反した行為がなされることになる。

リベートや利権の供与が会社のために役立つ場合,実際に行為する個人はその会社の手先にすぎないのであって,個人だけが法律に違反したという理由で処罰の対象とされる限り,リベートを禁止する制定法は効果的に実施しえないというのが公共の歴史の一面であって,この事情は州際通商委員会(Interstate Commerce Commission)の報告よりも更に発展して,会社に対し刑事責任を課することにしたエルキンズ法(Elkins law)の制定に影響を与えたことは明らかである。

この制定法は会社がなし得ないことまで包含していない。すなわちその目的 は情実の防止であり、州際運送にたずさわる者の全てに平等な権利を保証する ことである。

#### 判決確定。

(本号の判例は Dillavou and Howard; Principles of Business Law, 1955から採択したものである)